

## 確定拠出年金関連の税制（所得税、法人税等）

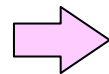
### 内容

平成21年度与党税制改正大綱において、マッチング拠出の導入（全額所得控除）と拠出限度額の上げは認められた。個人型確定拠出年金の加入対象者の見直しについては、検討事項とされた。

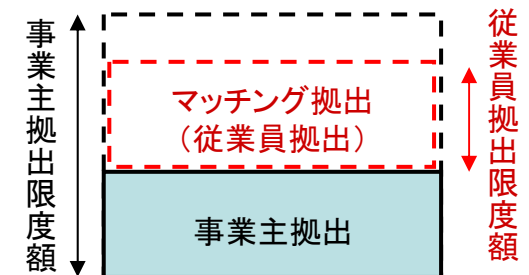
### ① 企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入に係る掛金の所得控除の適用

#### 要望内容

現在、企業型確定拠出年金については、個人拠出が認められていないが、現行の拠出限度額（他の企業年金なし：4.6万円、他の企業年金あり：2.3万円）の枠内、かつ、事業主の掛金を超えない範囲で、個人拠出を認め、これを所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象とする。



事業主拠出額の低い中小企業に勤める従業員の個人積増が可能。  
**（大企業との格差是正）**



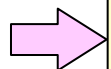
#### 与党税制改正大綱における記載

企業型確定拠出年金に導入される個人拠出（いわゆるマッチング拠出）の掛金は、その全額を所得控除の対象とする。

## ② 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ

### 要望内容

企業型及び個人型の拠出限度額を老後の所得保障を担うために必要な所要の額まで引上げる。



年功序列賃金に連動した掛金設定により掛金が低くなっている若年者の掛金の引上げを目指し、**老後の所得保障として必要な額を確保。**

### 与党税制改正大綱における記載

確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引き上げる。

#### ①企業型

	(現行)		(改正案)
イ 他の企業年金がない場合	月額 4.6万円	⇒	月額 5.1万円
ロ 他の企業年金がある場合	月額 2.3万円	⇒	月額 2.55万円

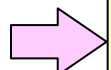
#### ②個人型

	(現行)		(改正案)
企業年金がない場合	月額 1.8万円	⇒	月額 2.3万円

## ③ 個人型確定拠出年金の加入対象者の見直しに係る掛金の所得控除の適用

### 要望内容

確定給付型の企業年金のみを実施し企業型確定拠出年金を実施していない企業の従業員についても、個人型確定拠出年金の加入を認める。



- ・確定給付型の企業年金のみを実施する企業は掛金が低い傾向にあるが、この改正により、自助努力による確定拠出年金の上乗せが可能。**(他のサラリーマンとの格差是正)**
- ・企業型確定拠出年金を実施する企業から確定給付型の企業年金のみを実施する企業へ転職した場合における、**確定拠出年金のポータビリティ性の確保。**

### 与党税制改正大綱における記載

個人型確定拠出年金の対象者のあり方についても、引き続き検討を行う。

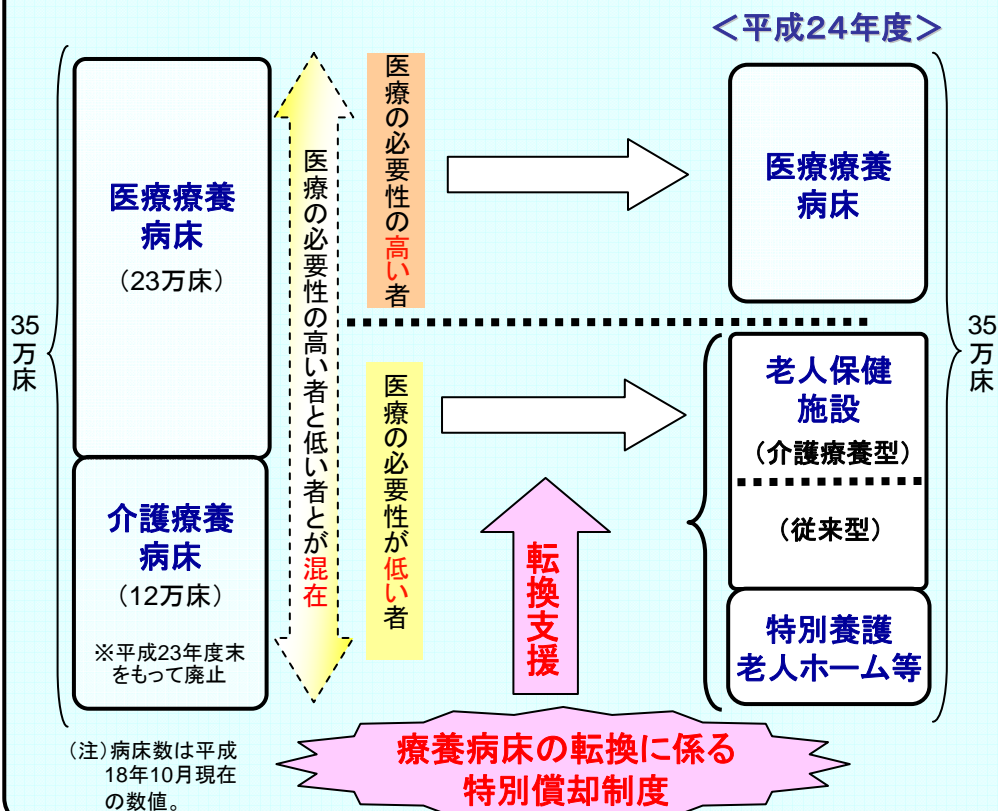
# 療養病床の転換に係る特別償却制度の適用期限の延長 (法人税、法人住民税、事業税)

療養病床の転換を支援するため、療養病床の転換に係る特別償却制度(※)の適用期間を2年間延長する。(～平成23年3月31日)

※ 療養病床を老人保健施設等に転換するための改修等を行った場合に、当該年度の法人税について、基準取得価格(取得価額の50%)の15%の特別償却を行うことができる制度

## 療養病床の再編成と支援のスキーム

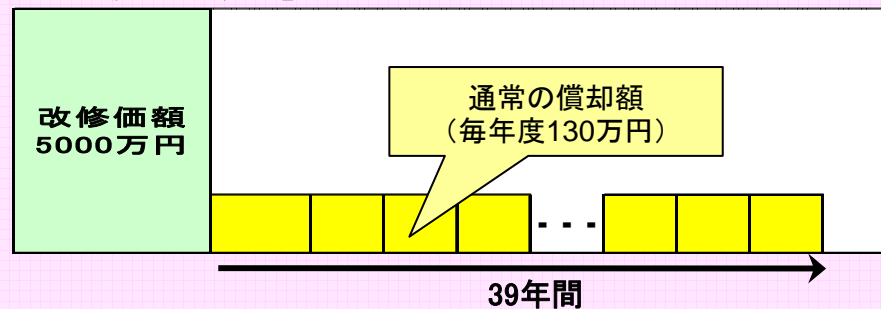
※ 療養病床の再編成とは、医療の必要性に応じた機能分担を推進することにより、「①利用者の実態に即したサービスの提供」、「②人材の効率的な活用」、「③医療・介護の総費用の減少」を図ることを目指すもの。



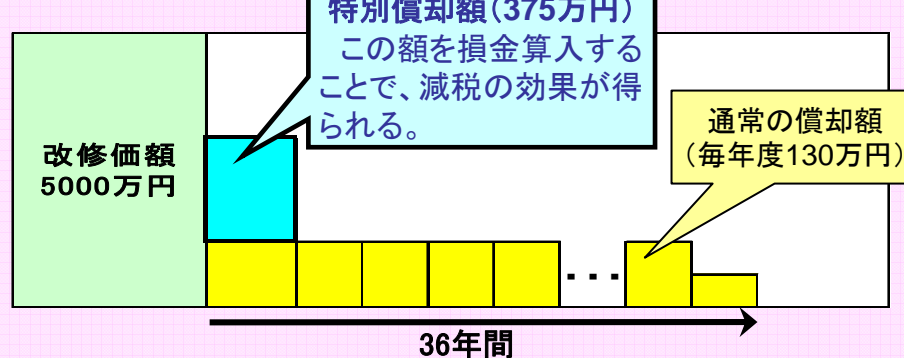
## 特別償却制度の具体的なイメージ (例:改修額5,000万円の場合)

- 改修年度において、通常の償却額に特別償却額375万円を上乗せすることが可能となり、税負担を軽減。
- 償却期間が短くなる(39年→36年)ことで、投下資本の早期回収を図ることが可能。

### 【通常の償却の場合】



### 【特別償却の場合】

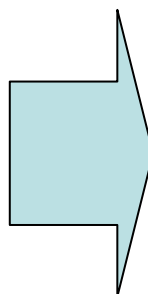
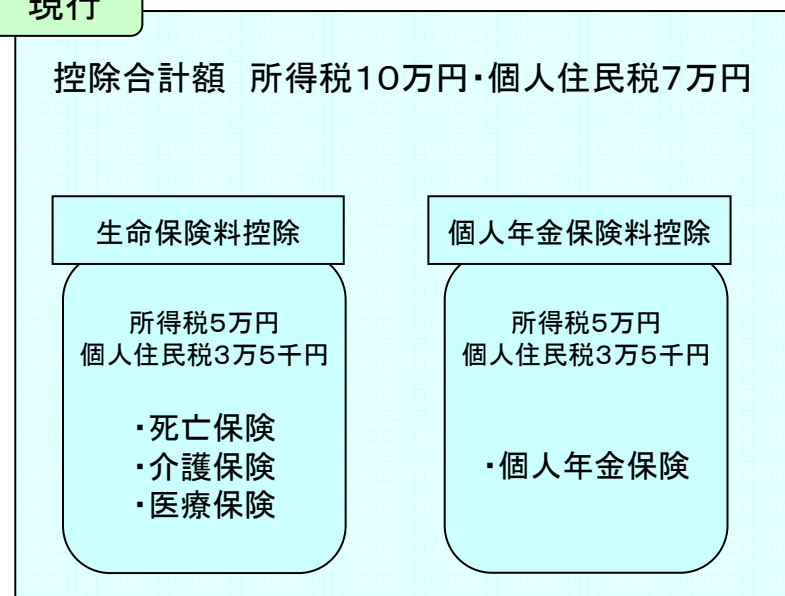


## 生命保険料控除の改組 (所得税、個人住民税)

### 内容

- 生命保険契約等のうち介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする主契約又は特約に係る保険料等について、**現行の一般生命保険料控除と別枠で、所得控除「介護医療保険料控除」を創設**する。
- 「介護医療保険料控除」の控除限度額は所得税4万円、個人住民税2万8千円。
- 「介護医療保険料控除」の創設に伴い、現行の「一般生命保険料控除」と「個人年金保険料控除」の控除限度額については、所得税4万円、個人住民税2万8千円(現行、所得税5万円、個人住民税3万5千円)とされた。
- 所得控除限度額の合計は、所得税12万円、個人住民税7万円の合計19万円**となった。(現行の所得税10万円、個人住民税7万円の合計17万円から引き上げ)
- 以上の見直しについては、平成22年度改正において法制上の措置を講じ、平成24年1月以後に締結した生命保険契約等から適用する。

### 現行



### 改組後



## 高齢者等の住居に係る税制上の優遇措置（所得税、法人税、固定資産税等）

### 住宅に係るバリアフリー改修促進税制の期間延長（所得税）

高齢者・障害者等やその同居家族が、バリアフリー改修工事を含む増改築等の工事を行った場合に、工事費用に係る借入金の一定割合（\*）を税額控除できるバリアフリー改修促進税制について、その適用期間を5年間延長する。（～平成25年12月31日）

（\*）税額控除できる借入金の一定割合

- （1）バリアフリー改修工事に係る借入金（200万円まで）：年末残高の2%を5年間税額控除
- （2）（1）以外の増改築等に係る借入金：年末残高の1%を5年間税額控除  
ただし、控除対象となる（1）及び（2）における借入金額の上限は、合計1,000万円。

### 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の延長及び拡充（所得税、法人税、固定資産税）

現行の高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制について、所得税及び法人税の割増償却の特例措置を延長及び拡充（\*1）し、固定資産税の減額の特例措置について拡充（\*2）する。

（\*1）所得税・法人税の特例措置の延長・拡充

- （1）高齢者向け優良賃貸住宅の建設に係る割増償却の特例措置の適用期限を2年間延長。（平成23年3月31日）  
20%の割増償却（耐用年数35年以上のものは28%）
- （2）生活支援施設付き高齢者向け優良賃貸住宅について、割増償却の特例措置を拡充。  
40%の割増償却（耐用年数35年以上のものは55%）

（\*2）固定資産税の特例措置の拡充

生活支援施設付き高齢者向け優良賃貸住宅も固定資産税の減額対象に加える（5年間1/3に減額）。

#### 生活支援施設付き高齢者向け優良賃貸住宅のイメージ

バリアフリー仕様の住宅

生活支援サービスを提供



入居者がだんらんする共用スペース

入居者の生活を支援するサービスの提供



高齢者のリハビリを実施できる共同施設

## パラリンピックメダリストに対する報奨金に係る非課税措置の創設（所得税、個人住民税）

### 内容

- ◆ 障害者のスポーツを通じた社会参加などを支援するため、2008年の北京大会よりパラリンピック競技大会メダリストに対する報奨金(※)を創設。



※ 財団法人日本障害者スポーツ協会から交付

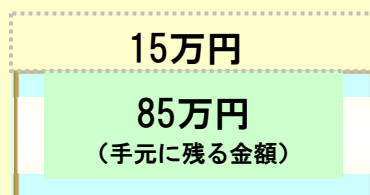
【金メダル:100万円、銀メダル:70万円、銅メダル:50万円】

- ◆ これを受け、障害者の社会参加などを支援する報奨金の趣旨が損なわれないよう、パラリンピック競技大会メダリストに対する報奨金については、所得税(国税)と個人住民税(地方税)を非課税とする。

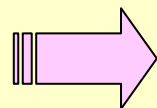
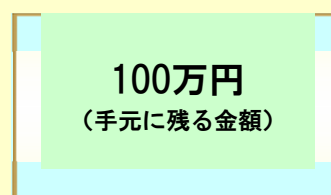
### 具体例

【例】金メダリスト(報奨金100万円)の場合

(非課税措置前)



(非課税措置後)



※ 報奨金の額がそのまま手元に残り、障害者の社会参加の支援など報奨金の趣旨が活かされる。

※所得税・個人住民税が15%の場合

